平成２１年（フ）第１５０２９号
東京都葛飾区鎌倉１丁目３－７－201
債務者　山崎　　勉
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８号
石川県小松市大領町ワ137番地２
債務者　由岡　伸吾
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第３２号
石川県加賀市塩浜町リ52番地
債務者　山本　雅代
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１８号
熊本県天草市天草町高浜南2736番地13
債務者　中村　幸美
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第６７号
栃木県栃木市大町26番２号
債務者　住谷　康代
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第６５０７号
東京都稲城市向陽台６丁目９－４－210
債務者　古井　美保
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６５３７号
神奈川県横浜市戸塚区平戸５丁目16－９－202
債務者　磨　　正諭
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２号
静岡県静岡市駿河区寿町５番35号、旧住所東京都板橋区宮本町４番12号　セレ板橋本町110
債務者　鷲巣　宏旭
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２４号
静岡県島田市川根町抜里126番地の７
債務者　白瀧　和也
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１４号
静岡市葵区安東３丁目９番41号　パルヴニール安東Ｄ号室
債務者　石神　弘之
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７６号
青森市花園１丁目10番９号
債務者　杉山　安弘
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７７号
青森市花園１丁目10番９号
債務者　杉山　裕子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７９号
青森市桜川７丁目２番５号
債務者　杉山　武道
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
青森市小柳１丁目４番25号
債務者　三上　　彰
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
青森市大字新城字山田677番地の635、住民票上の住所青森県東津軽郡今別町大字今別字中沢28番地５
債務者　小田桐利明
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係